第2回通学路の更なる安全対策検討会 議事次第

日 時:令和4年10月19日(水)13:30~15:00 場 所:名古屋市役所 本庁舎2階 第一会議室

1 開会挨拶

2 出席者紹介

資料1-1資料1-2資料1-3

- 3 有識者懇談会委員名簿、第1回検討会以降の作業部会等の開催状況について 資料2
- 4 検討状況の報告

資料3-1 資料3-2 資料3-3 資料3-4 資料3-5 資料3-6 資料3-7 資料3-8 資料3-9

5 今後の検討会のスケジュールについて

資料4

6 閉会挨拶

第2回通学路の更なる安全対策検討会 出 席 者 名 簿

(敬称略)

役職	所 属 等	氏 名
会長	名古屋市副市長	まっま としのり 松雄 俊憲
副会長	名古屋市副市長	^{すぎの} 杉野みどり
委員	スポーツ市民局長	てらざわ まさよ 寺澤 雅代
	緑政土木局長	かわだ せいいち 河田 誠一
	瑞穂区長	つきとう やすし 月東 靖詞
	教育長	つぼた ともひろ 坪田 知広
学識者	名古屋大学大学院教授	photos ores 中村 英樹
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局地域道路調整官	かとう まさひと 内藤 正仁
	愛知県警察名古屋市警察部長	おくや としゆき 奥谷 俊之

出入口

松雄副市長 (会長) 杉野副市長 (副会長) 名古屋大学大学院 中村教授 愛知県警 名古屋市警察部長 事務局 事務局 中部地方整備局 地域道路調整官 緑政土木局長 瑞穂区長 スポーツ市民局長 教育長

通学路の更なる安全対策検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 瑞穂区田辺通6交差点における交通死亡事故を受け、有識者の専門的な助言等を受けながら、愛知県警察を始めとする行政関係者と連携し、本市の通学路の更なる安全対策について、その方向性や内容等を検討するため、通学路の更なる安全対策検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討会は、通学路の安全対策に関し、次に掲げる事項について調査、検討をする。
 - (1) 通学路に係る道路の構造、路面の表示その他道路管理上の対策に関すること。
 - (2) 交通事故の防止、交通マナーの向上その他交通事故防止に資すると認められる各種 啓発に関すること。
 - (3) 児童・生徒に係る安全対策に関すること。
 - (4) その他検討会の目的を達成するため必要と認めること。

(構成)

- 第3条 検討会に会長、副会長及び委員を置く。
- 2 会長は緑政土木局主管副市長、副会長はスポーツ市民局主管副市長とし、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

- 第4条 会長は検討会の事務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

- 第5条 会長は、必要に応じて検討会の構成員による会議(以下「会議」という。)を招集することができる。
- 2 会議の議長は会長が行うものとし、会議の議事の進行及び総括をするものとする。
- 3 会長は、会議に国土交通省中部地方整備局及び愛知県警察の関係職員の出席を求め、 説明又は意見を聞くことができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び前項に定める者以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝金等)

第6条 前条第4項の規定により出席した者に対しては、謝金及び旅費を支払うことができるものとし、その額は、謝金については1日につき12,600円、旅費については名古屋市旅費条例(昭和25年名古屋市条例第32号)の規定を適用して算定した額とする。

(会議の公開)

第7条 検討会の会議は原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非 公開とすることができる。

(作業部会)

第8条 検討会には、会長が別に定めるところにより、作業部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、緑政土木局路政部道路維持課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年10月13日から施行する。

別表

スポーツ市民局長

緑政土木局長

瑞穂区長

教育長

1. 有識者懇談会委員名簿 (座長:中村英樹教授)

(敬称略)

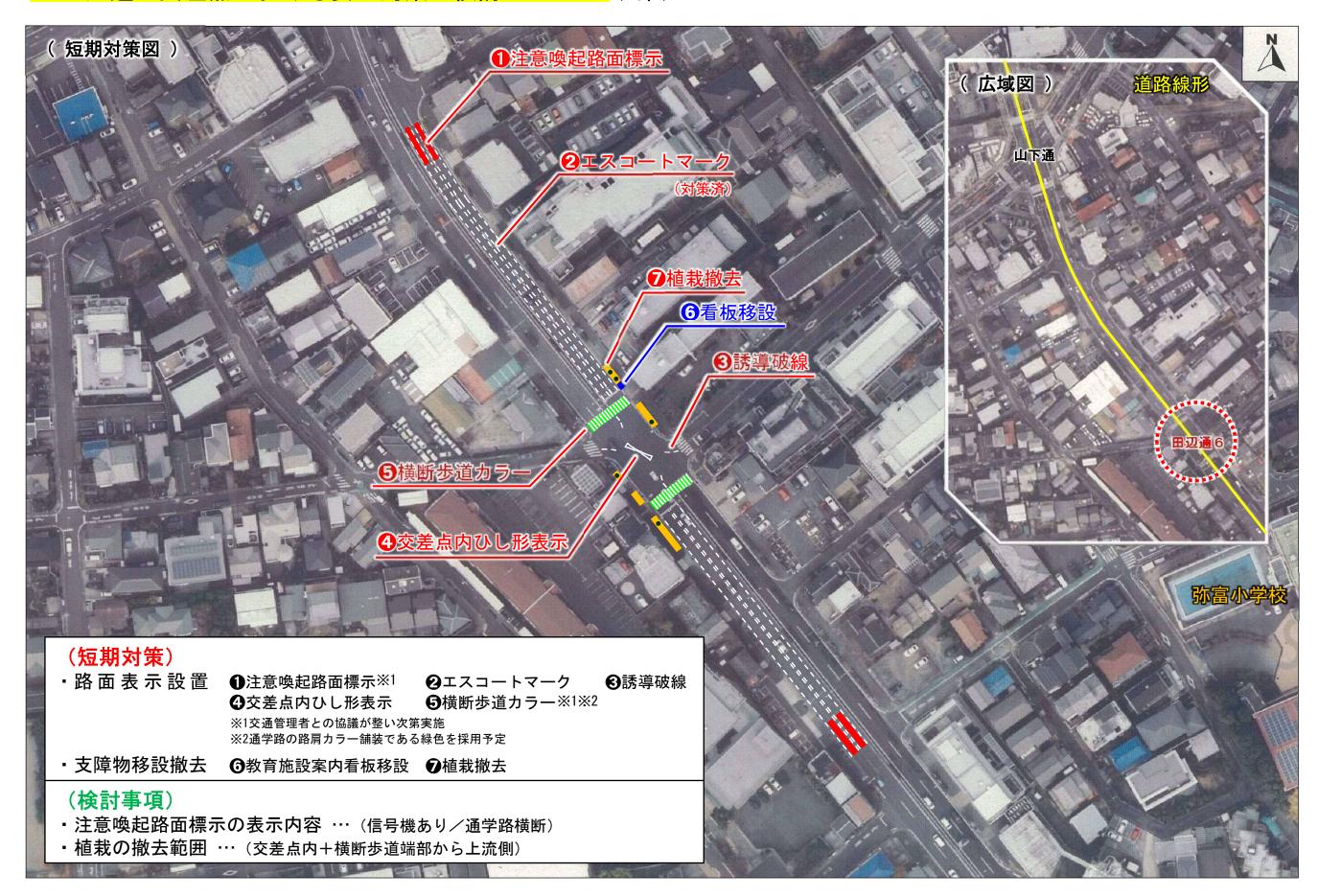
所属	専門分野	氏 名
名古屋大学大学院教授	 交通工学	中村 英樹
名古屋工業大学准教授	交通工学	鈴木 弘司
名古屋市立大学准教授	児童福祉	谷口 由希子
豊橋技術科学大学准教授	交通工学	松尾 幸二郎

2. 作業部会、有識者懇談会の開催状況

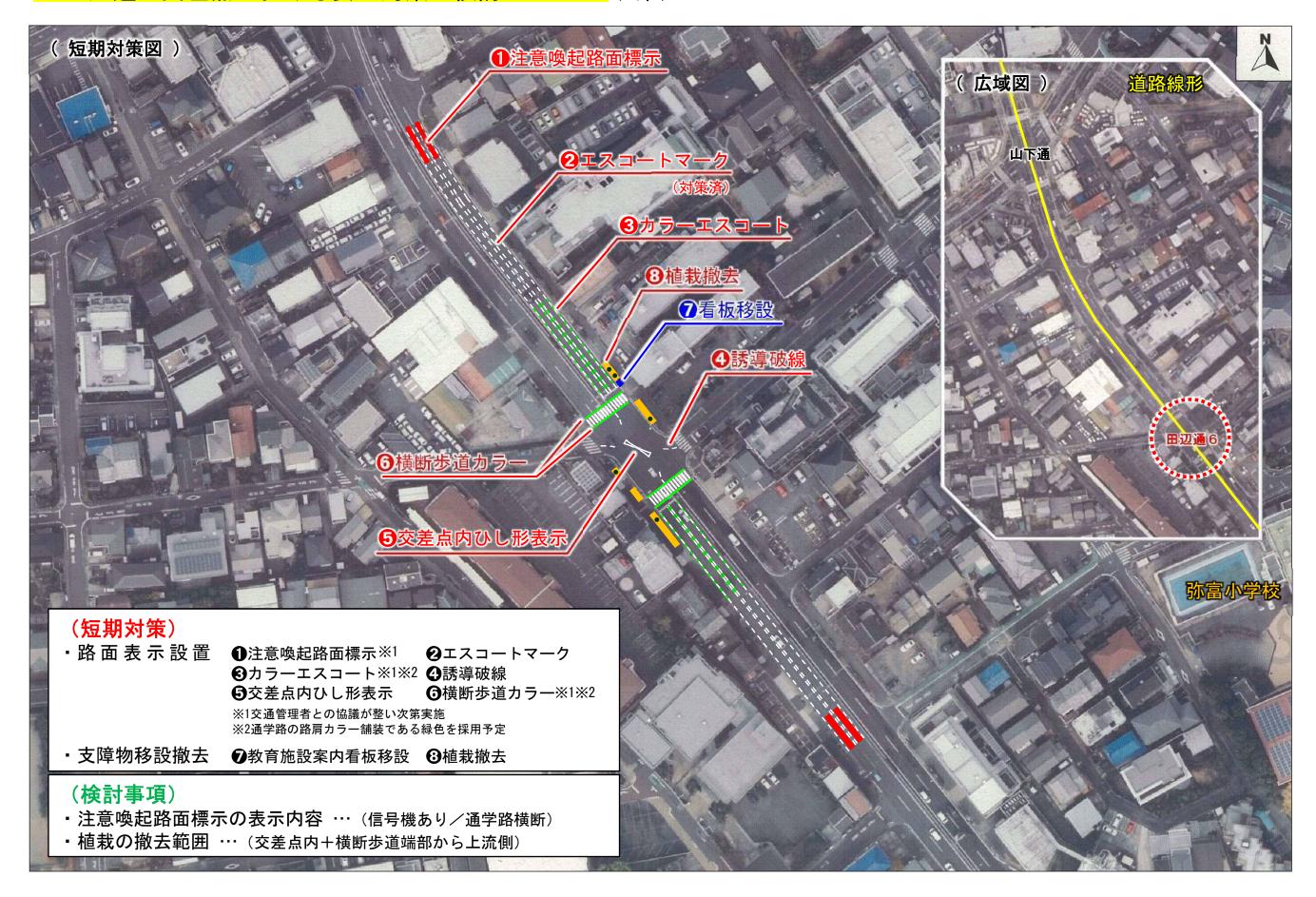
開催日	作業部会	有識者 懇談会	概 要	
6月 2日	0		・第1回有識者懇談会の資料確認	
6月16日	0	0	・有識者懇談会開催要項、作業部会要綱の確認	
		(第1回)	・田辺通6の現地調査結果および安全対策に向け	
			た他都市事例や新たな視点等について意見交換	
			・今後の安全対策の取組み、検討の方向性の確認	
6月22日	0		・各局の検討状況の情報共有	
6月27日	0		・有識者との意見交換	
7月 8日	0		・各局の検討状況の情報共有	
7月25日	0		・ソフト対策先進事例他都市調査	
8月12日	0		・各局の検討状況の情報共有	
8月25日	0		・第2回有識者懇談会の資料確認	
9月 2日	0	0	・検討内容とその経過について報告し、主に以	
		(第2回)	下の内容について意見交換を実施	
			1 交差点の安全対策	
			2 教育、広報、啓発関連	
			3 子どもの目線の通学路対策	
			4 地域が子どもを守る安全対策	
9月20日	0		・ソフト対策について検討	
9月30日	0		・ソフト対策について検討	
10月6日	0		・第3回検討会の資料確認	

No.	項目	主担当局区	検討の方向性	有識者意見	検討している内容
1	交差点の安全 対策	緑政土木局	①田辺通6の事故の原因分析と取りうる対策の検討	①現地視察実施 ・今回の事故と直接関連は無いが、	①田辺通6の短期対策について ①③中長期対策検討状況(参考)
			②市内で通学路が片側 2 車	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	②対象箇所をチェックするため
			線以上の幹線道路を平面横	に改善の余地がある。(植栽等)	のチェックリストの作成。
			断する箇所を対象として抽	名古屋は交差点の中に植栽が多	③田辺通6へのラウンドアバウ
			出する。抽出した交差点の	い。安全面を考えて、見直しが必要。	ト適用について、交通量調査を実
			中からモデル箇所を定め、取りうる対策の検討、まと	・中長期対策としての、田辺通6の 交差点コンパクト化については地	施し、引き続き検討。 今後のラウンドアバウト適用
			め。	域の意見も踏まえた慎重な検討が	についての指針等の作成。
			③ラウンドアバウトが適し	必要。	
			た交差点の整理	③田辺通6へのラウンドアバウト	
				適用については、引き続き検討が必	
				│要。今後、市内への適用に向け、様々 │な視点から評価・判断できる指針等	
				な祝点から計画・刊刷 C C る相到等 の作成が必要。	
2	教育、広報、啓	スポーツ市民局	①現状把握	・子どもが自分の安全対策を考え、	・子どもが自ら安全対策を考える
	発関連	教育委員会	②改善策の検討	話し合うということが必要。	機会の設定。子どもが楽しみなが
		瑞穂区役所		・交通安全ルールについてどうし	ら交通安全ルールやその必要性、
				│てこのようなルールが必要なのか │を学ぶことも大切。	子どもがルールを守っていても 発生した交通事故の事例等を学
				を子かことも入切。 	完全した父通事成の事例寺を子 ぶことができ、自分の安全対策を
					改めて考えることができるコン
					テンツ等を作成。
					・ドライバーに対して交通ルール
					を今一度確認していただくため
					の広報や、自身の運転を客観的に
3	子どもの目線	緑政土木局	①子どもの目線から見た、	・子どもの交通安全のためには、特	確認する機会を提供。 ・見通しの確保を重点項目として
	の通学路対策	教育委員会	道路施設の改善策の検討	に見通しの確保が重要である。	位置付け、横断部付近の見通しを
	(子どもが感じ)			・タブレット等を活用し子どもが	改善する。
	ている危険箇			主体的に参加できる安全対策も必	・子どもが危険であると感じてい
	所の把握			要である。	る場所を把握するため、ヒヤリハ
					ット体験を子どもたちが入力で きる web 調査の方法を検討。
					・上記 web 調査の試行及び結果を
					活かした道路施設の改善方法を
					検討。
4	地域が子ども		①現状把握	・通学路の安全対策について様々	・通学路安全対策検討会で共有する。
	を守る安全対 策	教育委員会 瑞穂区役所	②改善策の検討	行われているが、ウェブを活用する などして情報共有等の効率化を図	る情報をデジタル化することに より、上記「3子どもの目線の通
	來	地位区区		り、安全対策等に時間を使ってはど	学路対策」でのweb調査結果を
				うか。	反映させる。これによって、潜在
				・通学路の安全対策に関し他都市	的リスクの顕在化を図り安全対
				で行われている実証実験も参考に	策を充実化する。
				│してはどうか。 │ ・◆ちょものた有機的に機能させ	・危険箇所や効果的な見守り活動
				・今あるものを有機的に機能させ、 しっかりとアピールし地域の方に	等に資する情報を、実際に活動し ている地域の方々へ提供する。
				も知ってもらうことが必要。	2 0 0-0-8001 1 JEN 7 00
5	車両等に関す	緑政土木局	①先進安全技術や自動運転	・実現まで時間のかかる自動運転	・ASV(先進安全自動車)の推
	る最新技術の		等の技術についての情報収	では無く、信号と連動して自動車に	進に関して、本年度国家要望を行
	適用		集	ブレーキをかけることは、現在の技	った。
			②国等への要望活動の方法 についての検討	術で行えるはずである。 ・本項目に関して市で行えること	実施日 7/22 要望先 国土交通省
				は限られている。	要望者 松雄副市長
				・国への働きかけを行うべき。	

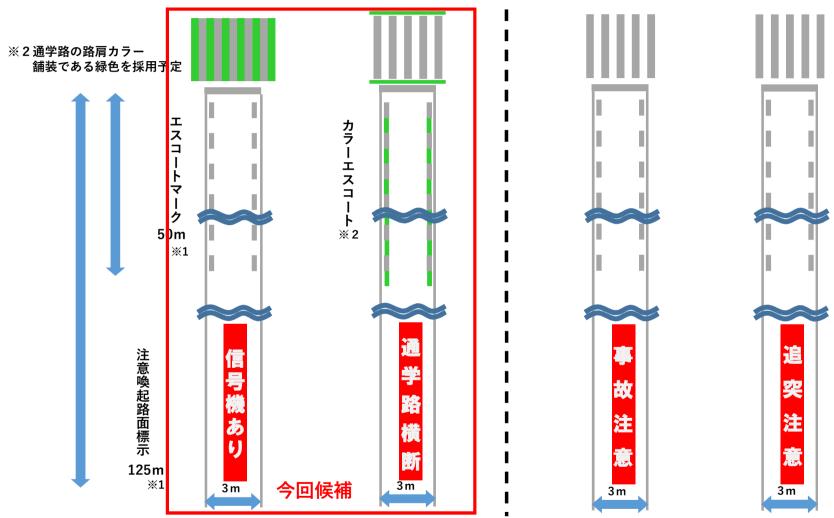
□田辺通6交差点における安全対策の検討について (A案)



□田辺通6交差点における安全対策の検討について (B案)



路面標示のパターン(案)について



- ※1 設計速度60km/hの場合
- ※2 愛知県道路交通環境安全推進連絡会議(通称:安推連)における意見交換により決定。 安推連とは、国土交通省名古屋国道事務所、愛知県警が事務局となる会議で、愛知県内における交通安全対策の意見交換や情報共有を推進。

(参考) 田辺通6交差点における安全対策の検討について

(中長期対策)

交差点コンパクト化

交差点の現況特性

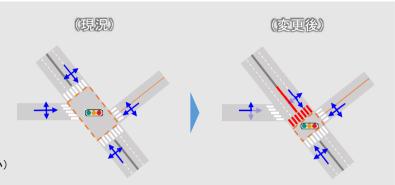
・交差点を挟んで東西線が食い違いになっているため交差点面積が比較的大きい

メリット

- ・南進左折、西進右折の車両速度を抑制し、巻き込み事故等を防止
- ・交差点内の見通しを確保

デメリット・課題

・西側道路が信号制御ではなくなり、進行方向が限定される(車両の流出入は極めて少なく影響は小)



ラウンドアバウト

交差点の現況特性

- ・対象とする事故類型の事故(主に右折直進、出合い頭)が多く発生していない(5年間(H28-R2)で人身事故6件中1件)
- ・主道路側の9割以上が直進車であり、主従がはっきりしている

メリット

・速度低下による重大事故の抑制 (安全性向上)

デメリット・課題

- ・用地買収を伴う(地権者への影響、補償費)
- ・交差点北側がカーブ、南北線が緩やかな坂
- ・現況交通量上、円滑性を確保できない (需要率が0.7を超える時間帯、方向あり)
- ・利用者の認知度の低さ(通行ルールや整備効果)

構造や交通処理等に係る課題の整理・解消のほか、地域住民との調整が必要となるため、引き続き検討事項とする

見通しが悪い事例





本検討会を通じた交通安全対策の重点対策箇所、重点対策項目について

重点対策箇所 片側2車線以上の道路を通学路が横断する場所

対策箇所数 155箇所(10/19時点)

今後防ぐため。

重点対策項目 ①子ども目線、ドライバー目線から見た見通しの確保

②ドライバーに交差点を認知させるための路面標示の充実

設定理由 ①令和4年3月の事故現場の有識者による検証の結果、見

通しを改善した方が良いとの意見が複数述べられたため。 ①重点対策箇所(候補)を抽出し、子ども目線の高さから 現地調査した結果、植栽、占用物件等が見通しを阻害して

いる箇所が複数見られたため。

②本検討会設置のきっかけとなった事故が、ドライバーの

信号の見落としによるものであるため。

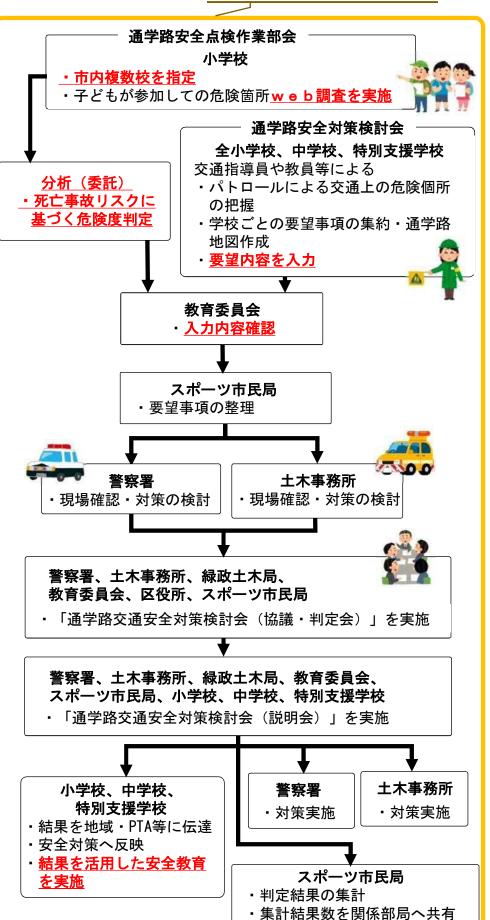
対策実施期間(予定) R 5 区画線、路面標示等

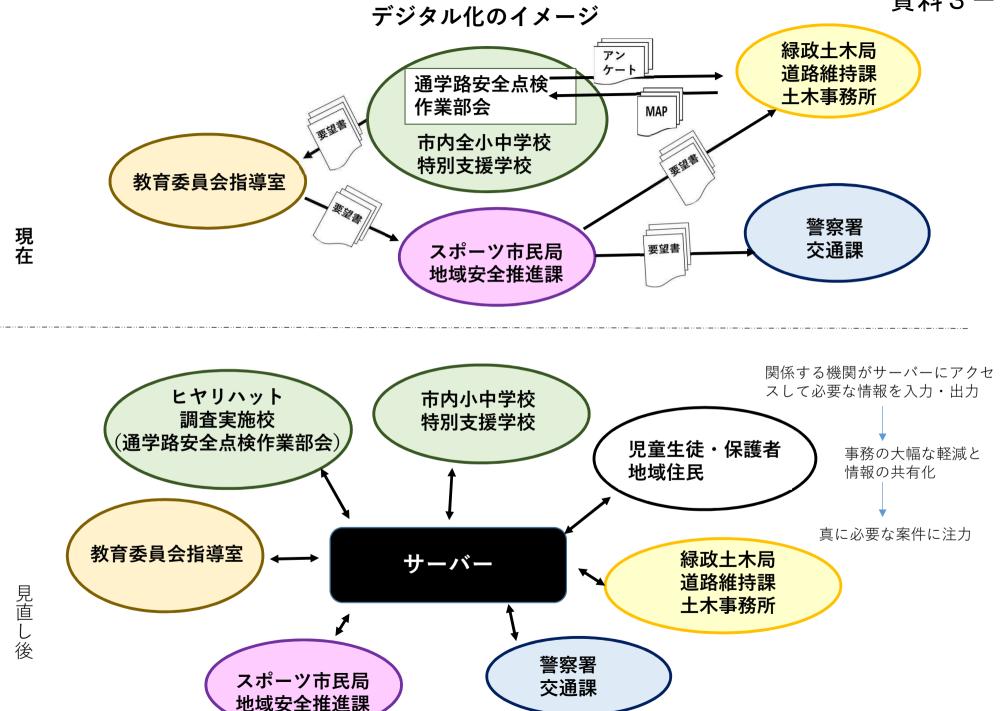
R 6 防護柵、植栽撤去等

通学路安全点検の取組の改良案

改良案 現在の取組 情報共有方法は紙 通学路安全点検作業部会 通学路安全対策検討会 (主体:緑政土木局) (主体:スポーツ市民局) 全小学校、中学校、特別支援学校 小学校 交通指導員や教員等による ・モデル校として**16校を指定** ・パトロールによる交通上の危険個所の把握 ・子どもが参加しての危険箇所 ・学校ごとの要望事項の集約・通学路地図作成 アンケート調査を実施 ・要望書を教育委員会へ提出 ・緑政土木局に送付 教育委員会 ・取りまとめ ・スポーツ市民局へ提出 緑政土木局 取りまとめ ・情報の振り分け スポーツ市民局 ・ヒヤリハットマップの作製、学校への 要望事項の整理 フィードバック 警察署、緑政土木局に提出 警察で対応 道路管理者で対 する情報 応する情報 ممدت 土木事務所 現場確認・対策の検討 ・現場確認・対策の検討 土木事務所 警察署 警察署、土木事務所、緑政土木局、 : 対策検討、実施 • 対策検討、実施 教育委員会、区役所、スポーツ市民局 「通学路交通安全対策検討会(協議・判定会)」を実施 小学校 警察署、土木事務所、緑政土木局、教育委員会、 ・児童徒へのヒヤリハットマップの展開 スポーツ市民局、小学校、中学校、特別支援学校 「通学路交通安全対策検討会(説明会)」を実施 警察署 土木事務所 小学校、中学校、 • 対策実施 特別支援学校 • 対策実施 ・結果を地域・PTA等に伝達 安全対策へ反映 スポーツ市民局 判定結果の集計 集計結果数を関係部局へ共有 を実施

情報共有方法はデジタル化





実施日 7/22 要望先 国土交通省 要望者 松雄副市長

令和5年度国の施策及び予算に関する重点事項の提案

安心・安全なまちづくりの推進

令和4年7月

名 古 屋 市

安心・安全なまちづくりの推進

【提案内容】

(1)交通安全対策の推進

通学路の安全対策を速やかにかつ継続的に進めるため、必要な 財政措置を講ずるとともに、ASV(先進安全自動車)の推進 を行うこと。

(2) 再犯防止の推進

誰もが犯罪の被害者や加害者になることなく安心・安全に暮らすことのできる社会を実現するため、再犯防止施策の実施体制の構築及び継続実施に必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市では、通学路について、従来から関係局や警察等と連携し、毎年度 安全点検と安全対策に取り組んでおり、令和3年度には千葉県八街市で発生した児童死亡事故を受け、再度点検を実施するなど、安全対策を進めてきた。その中、令和4年3月24日に瑞穂区田辺通6信号交差点において、児童2名が青信号の横断歩道を歩行中に横断歩道に進入した自動車に衝突されるという死傷事故が発生した。これを受け、本市では有識者を交えた「通学路の更なる安全対策検討会」を4月27日に立ち上げ、検討を速やかに進めたうえで、対策を市内全域で展開していくこととしている。

また、本市の刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割と高い水準で推移しており、犯罪を抑止し、誰もが犯罪の被害者や加害者となることなく、安心・安全に暮らすことのできる社会の実現のためには再犯防止施策が重要である。本市では平成31年1月から令和2年6月まで国の地域再犯防止推進モデル事業の委託を受け、司法と福祉をつなぐコーディネート機関を設置し、福祉サービス等を必要とする起訴猶予者を福祉関係機関に適切につなぎ、継続的な支援を行うことで安定した生活の確保を目指す「伴走型入口支援事業」を実施したところである。

(交通安全対策の推進)

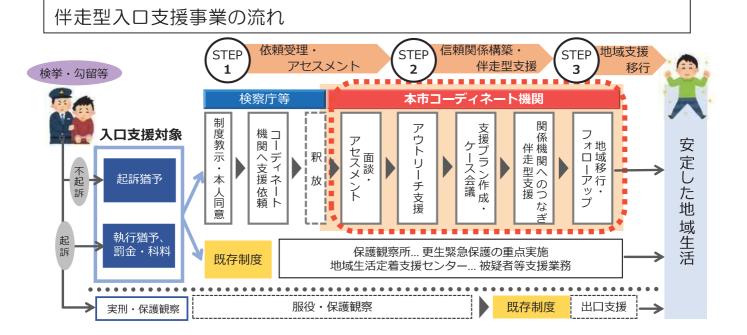
今後、幹線道路の歩道や横断歩道を含めた、通学路のさらなる安全対策 の推進が必要となることから、これまでも進めていたハード面の対策をさ らに加速するとともに、新たな視点による通学路の安全対策を速やかにか つ継続的に推進するため、必要な財政措置を講ずるべきである。

また、運転手側のヒューマンエラーが発生した場合においても、児童等の交通弱者の生命を守るため、車両側の安全対策を充実させることが重要であることから、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した車両であるASV(先進安全自動車)の推進が必要である。

(再犯防止の推進)

令和3年度には「名古屋市再犯防止推進計画」を策定し、令和4年度からは起訴猶予者に加え、執行猶予者等までを対象とした伴走型入口支援事業を本格実施することとしている。今後も既存の機関ではできない、きめ細かな対応やフォローアップなど支援の隙間を埋めることのできる伴走型入口支援事業を継続的に実施するため、必要な財政措置を講ずるべきである。

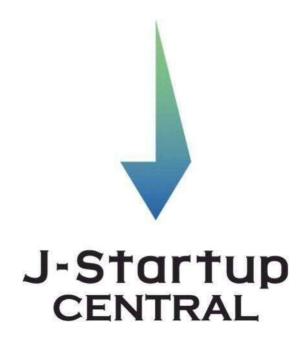






これからも、街をむすぶ。人をつなぐ。

SINCE 1922 Transportation Bureau, City of Nagoya











今後の検討会のスケジュールについて(予定)

時期	会の種類	報告・決定事項
10月19日	第2回通学路の更なる安全対策検討会 (中間報告)	・田辺通6の短期対策について ・重点対策箇所の設定および対策の方向性について ・ソフト対策について
11月	第3回有識者懇談会	・ラウンドアバウトについての条件整理について ・田辺通6へのラウンドアバウトの適用について ・ソフト対策について
12月~1月	第3回通学路の更なる安全対策検討会 (最終報告)	・田辺通6の対策について(決定)・重点対策箇所における重点対策について(決定)・ソフト対策について(決定)

[※]適宜、作業部会を開催し情報共有を図る。また、作業部会員は有識者と相談、報告を行う。